

ど しゃ さい がい じょう ほう

土砂災害情報について

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難してください。日ごろから危険箇所、避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

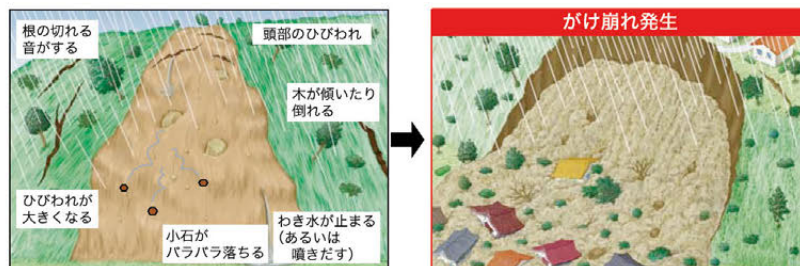
土砂災害の種類

くず がけ崩れ

斜面の地表に近い部分が雨水の浸透などで緩み、急に崩れ落ちる土砂災害です。崩れ始めてから崩れ落ちるまでの時間が短く、人家の近くで発生すると逃げ遅れて犠牲になる人が多い災害です。

前兆現象を見聞きしたら
要注意!

- 小石が斜面から落下する。
- 斜面にひび割れができる。
- 斜面から湧き水が出てくる。 など



ど せきりゅう 土石流

山腹や川底の石や土砂などが、長雨や集中豪雨によって一気に下流へ押し流される土砂災害です。時速 20~40km という速度で進むため、あっという間に人家や田畑をのみ込んで破壊します。

前兆現象を見聞きしたら
要注意!

- 山鳴りがする。
- 川が濁り、流木がまざり始める。
- 腐った土のおいがする。 など

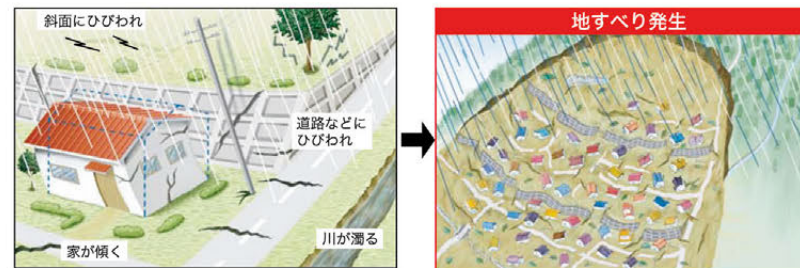


じ 地すべり

斜面の一部あるいは全部が、雨水が浸透した地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する土砂災害です。移動する土砂の量が多いため、広範囲に大きな被害をもたらします。

前兆現象を見聞きしたら
要注意!

- 地面にひび割れや段差ができる。
- 井戸や沢の水が濁る。
- 地面が振動する。 など



※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土砂災害警戒情報とは



土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、対象となる地域を特定して警戒を呼びかける情報です。

市区町村が避難勧告などを発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表します。この情報が出たら、特に注意が必要です。



危険箇所内の重要性の高い箇所について

土砂災害防止法に基づき、福島県が計画的に基礎調査を実施し、危険箇所内の重要性の高い箇所について、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」の指定及び見直しが行われています。

ど しゃ さい がい けい かい く いき
土砂災害警戒区域
(通称:イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域です。

ど しゃ さい がい とく べつ けい かい く いき
土砂災害特別警戒区域
(通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうちで、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。この区域内では、特定の開発行為に対する許可制や、居室を有する建築物の構造規制等が行われます。